

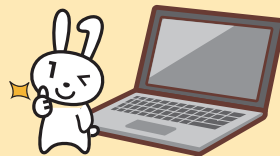
電子申請サービス をご利用ください

各種給付金（傷病手当金等）や任意継続健康保険、特定健診受診券等のご申請について、電子申請サービスをご利用いただくことで、オンライン上で手続きが可能です。



安心&便利な 電子申請

- ✓ システムチェックにより**入力漏れなどを防止できる!**
- ✓ 郵送にかかっていた**手間・時間・費用が節約できる!**
- ✓ スマホやパソコンから**申請後の処理状況が確認できる!**



利用対象者

●被保険者、被扶養者（一部申請に限る）

※マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカードをお持ちの方のみ利用可能です。

●社会保険労務士

※事前にユーザー ID/ パスワードの取得が必要です。
※特定健診受診券及び特定保健指導利用券にかかる申請代行はできません。

利用可能時間

平日8時～21時 ※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く

対象となる申請書

傷病手当金支給申請書、出産手当金支給申請書、療養費支給申請書（立替払等）、療養費支給申請書（治療用装具）、高額療養費支給申請書、任意継続資格取得申出書、限度額適用認定申請書、特定健診受診券申請書 等

※申請書により、申請情報の入力・添付書類の登録方法が異なります。 ※法第3条第2項（日雇特例）被保険者にかかる申請書を除きます。



対象申請一覧
はこちら

4

ステップで

簡単申請!

- 1 「協会ホームページ」または「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログイン
- 2 希望する申請書を選択
- 3 マイナンバーカードを利用して本人確認を実施
- 4 申請情報を入力 ※添付書類は電子ファイルでアップロード

申請
完了

「審査状況確認」ボタンから、オンライン上で審査状況をご確認いただけます!

電子申請は
こちらから



始まってます!
けんぽアプリ

すべての加入者様とつながるスマートフォンアプリケーション「けんぽアプリ」をリリースしました。けんぽアプリから電子申請を利用できるほか、あなたの健康に役立つ情報もお届けします。この機会にけんぽアプリをぜひご利用ください!

けんぽ
アプリは
こちら



令和8年度から、協会けんぽの健診がさらに充実した内容に！

具体的な変更点

NEW
1

人間ドック健診に対する補助の開始

従来の「生活習慣病予防健診」のほかに「人間ドック健診」の補助が始まりました。

一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、**検査項目が1番多い健診**です。35歳～74歳の方を対象に最高**25,000円**補助いたします。

NEW
2

若年層を対象とした生活習慣病予防健診の実施

20歳、25歳、30歳の若年層への生活習慣病予防健診が新たにスタートしました。

※一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した内容です。

NEW
3

骨粗しょう症検診の実施

一般健診を受診する40歳以上の偶数年齢の女性被保険者を対象に、「骨粗しょう症検診」を実施します。

※単独受診はできません。



11月診療までの流れ

Step1 予約

協会けんぽと契約している
健診機関へ直接電話等で受診予約
(協会けんぽへのお申し込みは不要です。)

生活習慣病予防健診
実施機関一覧はこちら



Step2 受診

- 健康保険の資格が確認できるもの
- 健診費用
- 健診実施機関から送付される「問診・検査キット」等を持参して受診

- マイナ保険証
- 資格確認書
- マイナポータルの保険資格画面の提示等

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるとき

柔道整復師による治療では、健康保険を使用できる場合が限られています。負傷の原因や症状を正しく伝えたくて受診してください。

健康保険の対象となる場合

- 打撲 ○捻挫 ○挫傷(肉離れ等)
- 骨折 ○脱臼

※負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガに限られます。
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)。

健康保険の対象とならない場合

- ×単なる肩こり、筋肉疲労
- ×慰安目的のあんま・マッサージ代替りの利用
- ×病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ×脳疾患後遺症などの慢性病
- ×過去の交通事故等による後遺症
- ×症状の改善が見られない長期の治療
- ×仕事や通勤途上での負傷
- ×保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中の場合

柔道整復師にかかる場合の注意事項！

- 1 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 2 療養費支給申請書の内容を確認し、委任欄は必ず自分で記入・捺印しましょう。
- 3 領収書を必ずもらいましょう。
- 4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。
- 5 「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。

協会けんぽより、負傷原因、治療年月日、治療内容などを文書で照会させていただくことがあります。照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。



柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方について詳しくはこちら

